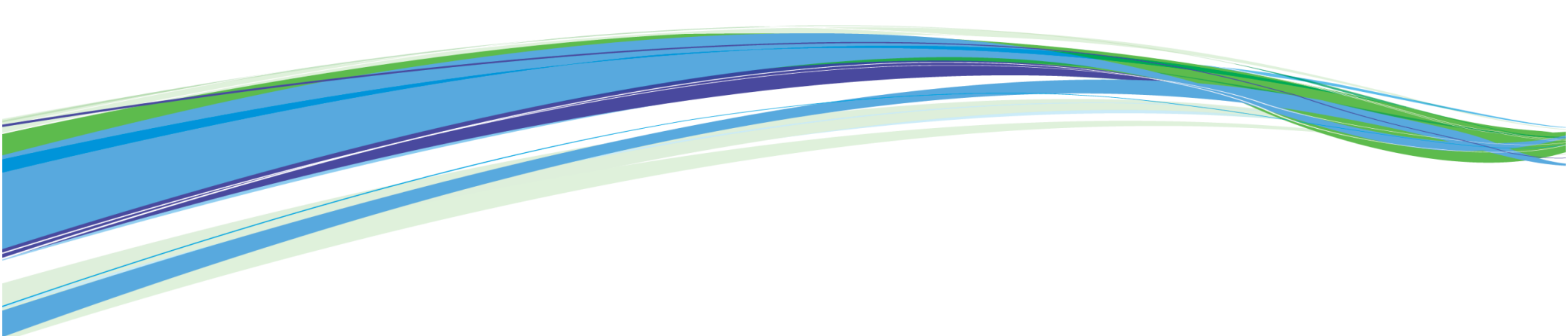
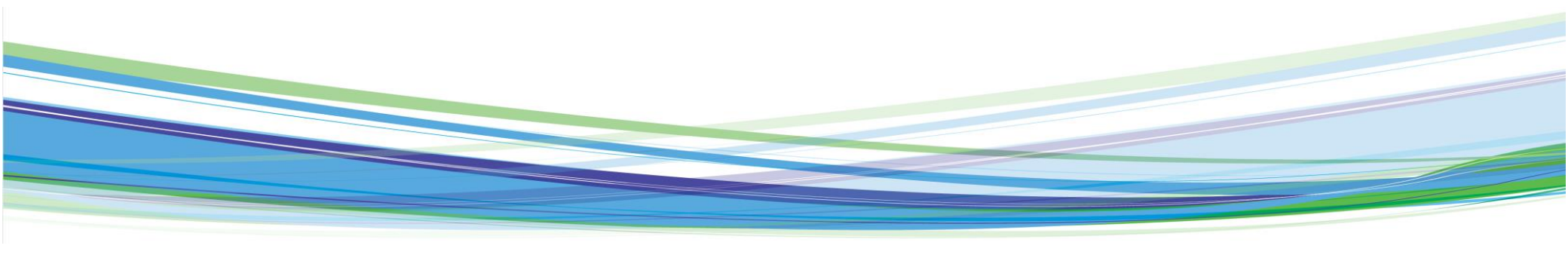




資産運用立国実現プランを通じた 資産運用業・アセットオーナーシップ改革

大学ファンド 大学基金運用フォーラム

2024年7月30日（火） 金融庁長官 井藤 英樹



資産運用立国のコンセプト

- 「**成長と分配の好循環**」を実現し、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげていく。
 - 家計が、安定的な資産形成に向け、より多くの資金を貯蓄から投資に向ける。
 - 企業が、その資金を成長投資に回し、企業価値を向上させる。
 - その恩恵が資産所得という形で家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる。
- このため、**家計**、金融商品の**販売会社**、**企業**、**資産運用会社**、**アセットオーナー**など、投資に関与する各主体をターゲットとした取組を進めていく（各主体に向けた取組全体が資産運用立国に向けた取組）。

資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）

（今般策定した③に加え、①②も内包）

販売会社（銀行・証券）、アドバイザー
による顧客本位の業務運営の確保

① 資産所得倍増プラン （2022年11月）

家計の安定的な資産形成
（NISAの抜本的拡充・恒久化や金融リテラシーの向上）

③ 資産運用業・アセットオーナーシップ改革

資産運用業の高度化や
アセットオーナーの機能強化

② コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた アクション・プログラム（2023年4月）

企業の持続的な成長
金融・資本市場の機能の向上

資産所得倍増プラン

～家計に向けた取組～

新しいNISA①

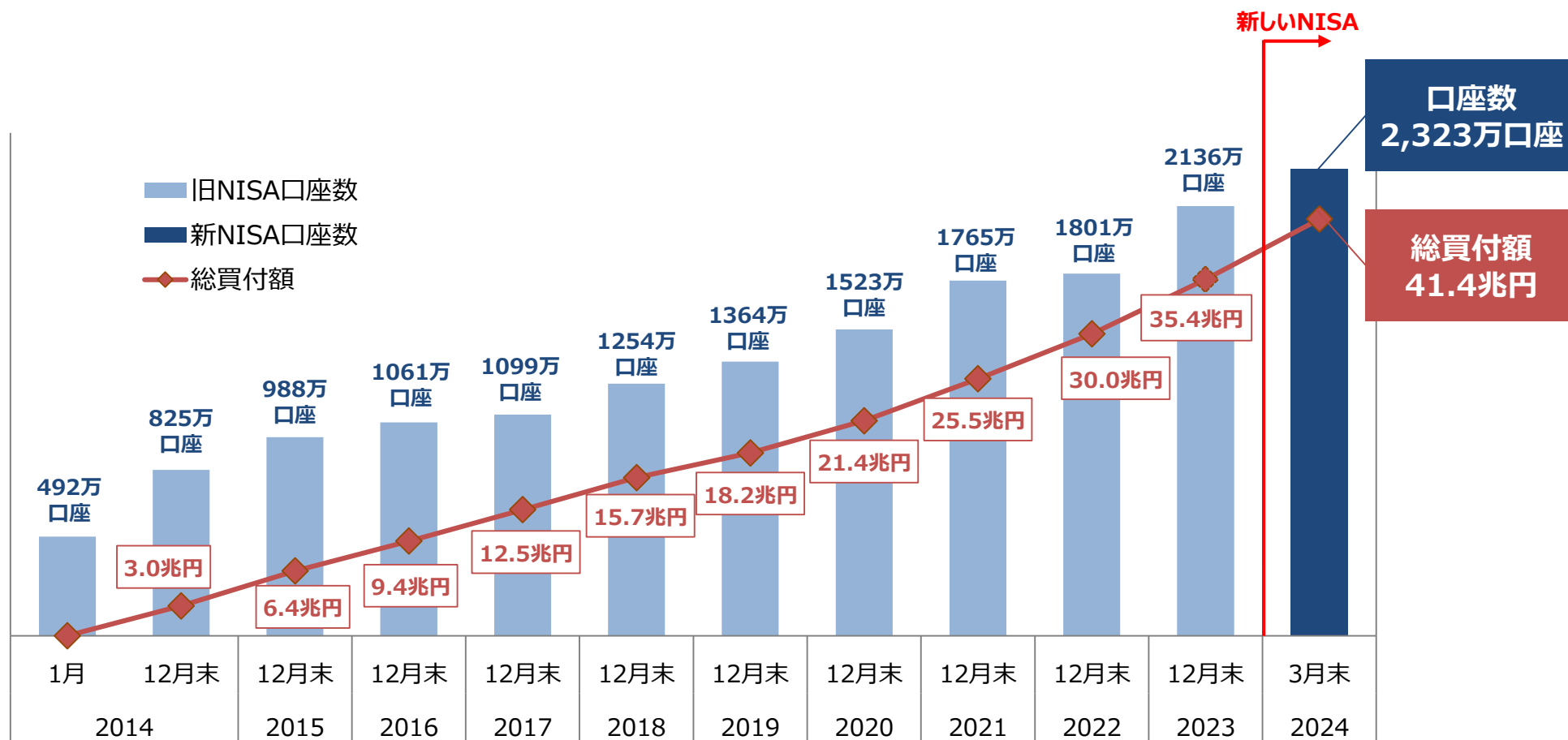
- NISA制度を抜本的に拡充、恒久化。**2024年1月から新しいNISAが開始。**
- 新しいNISAは、個々人のライフプランやライフステージに応じて、**若年期から高齢期に至るまで、安定的な資産形成に向け、柔軟にご活用いただける制度。**



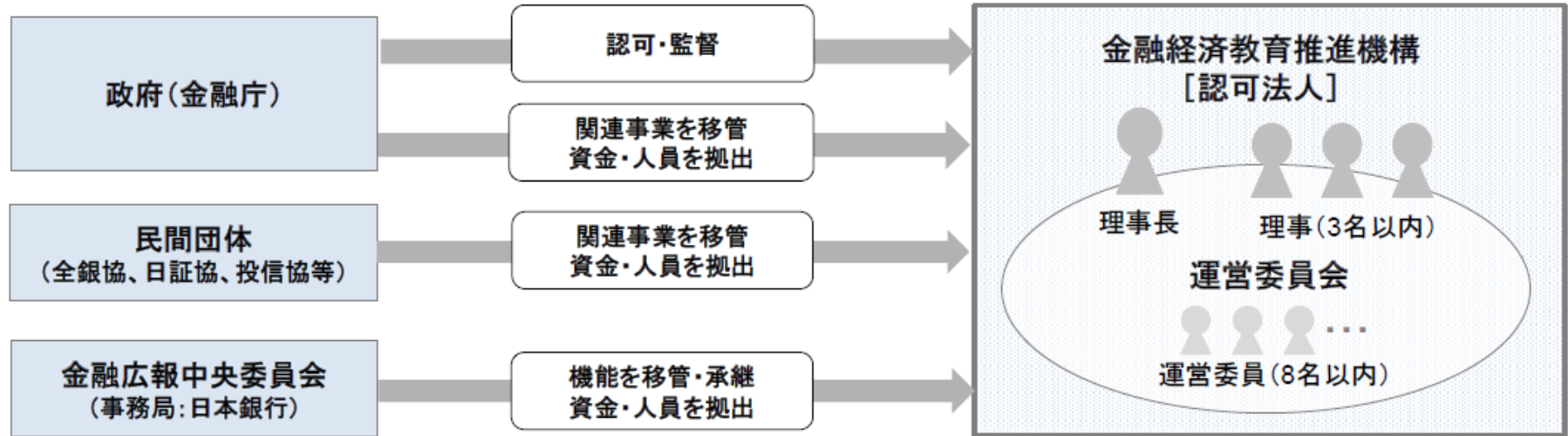
	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
非課税保有期間	無期限		無期限
制度 (口座開設期間)	恒久化		恒久化
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円		1,200万円(内数)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託		上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上

新しいNISA②

- NISA口座数は、3月末で**2,323万口座**（昨年12月末から約187万口座〈9%〉増）
 - NISA買付額は、3月末で累計**41.4兆円**（昨年12月末から約6兆円〈17%〉増【月平均：約2兆円】）
- ➡ 新NISA開始後**3ヶ月間で、ここ数年の年間増加額**（5兆円程度）**を上回るペース**。



- **金融経済教育推進機構（J-FLEC）**を本年4月に設立。8月に本格稼働させる予定。
- 国全体として、中立的な立場から金融経済教育を推進。



※ 都道府県金融広報委員会、日証協地区協会、各地銀行協会等の地方組織と連携。

【主要な事業】

- 講師派遣事業**
 - 官民一体となって、「学びの場」づくりを強化。
- イベント・セミナー事業**
 - 企業の従業員向けセミナーの充実。
 - 学校・教員支援の強化。
- 個別相談事業**
 - 「家計管理」「生活設計」「資産形成」等に関し、個人の状況に応じたアドバイスを提供。
- 認定アドバイザー事業**
 - 特定の金融事業者・金融商品に偏らないアドバイスを行うアドバイザーを認定・公表・支援。

【ご参考】 安定的な資産形成の支援に関する基本方針（令和6年3月15日閣議決定）の概要

6

（注）正式名称は「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」

I 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向

- 国民の安定的な資産形成は、**個々人の幸福や厚生を実現するために不可欠**。その支援は、「**成長と分配の好循環**」や、**公正で持続可能な社会の実現**にも資する。
- このためには、**インベストメント・チェーンの各主体が十分にその機能を発揮する必要**。地公体や民間企業と連携し、**国全体として総合的に取組を進める必要**。
- 取組を進める際には、経済・社会情勢の変化が個人の生活・経済事情に影響を与える点に鑑み、**多様な資産形成の在り方に配慮した環境の整備が重要**。

II 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策

1 国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の整備

- ・ **NISA**について、**官民連携による積極的な広報**を展開。**利用者利便の向上等**や、利用者保護の観点から**金融機関に対するモニタリング**を実施。**令和9年末時点でNISA口座数3,400万口座、買付総額56兆円を目指す**。
- ・ **iDeCo**について、**拠出限度額の引上げ、加入可能年齢の上限の引上げ等**を検討。
- ・ 機構において、**顧客の立場に立ったアドバイザーを見える化・支援**。

2 国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の利用の促進

- ・ 顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢の構築について、金融事業者をモニタリング（**顧客本位の業務運営の確保**）。
- ・ 大手金融機関グループの資産運用ビジネスについて、顧客の最善の利益を勘案した運営体制やガバナンス体制の構築、その実効性確保を促進。日本独自のビジネス慣行や参入障壁を是正するほか、特定の地域において金融・資産運用サービスを集積し、高度化と競争力強化を促進等（**資産運用業の改革**）。
- ・ アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を策定（**アセットオーナーシップの改革**）。
- ・ この他、「**資産運用立国実現プラン**」に**着実に取り組む**。

3 国民の安定的な資産形成の支援に関する教育及び広報

- ・ **令和10年度末を目途に「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」が米国並みの20%となることを目指す**。
- ・ 「**金融リテラシー・マップ**」を参考に、公的制度や消費生活の基礎、金融トラブル等、広範な観点から取り組むことが重要。
- ・ **貯蓄と投資のバランスに留意**。安定的な資産形成に有効な**長期・積立・分散投資の意義**について、普及・啓発。
- ・ **詐欺的な投資勧誘等による被害防止に必要な情報等を提供する仕組みを整備**。若年層への金融経済教育を強化。
- ・ **消費者教育や社会保障教育と連携**。
- ・ **職域での従業員向け教育の支援や私的年金等に関する広報**を展開。
- ・ 学校現場を支援するため、**学校や教員研修等への講師派遣や教材提供等**を展開。
- ・ 機構において、**教育活動を抜本的に拡充**するほか、個人の行動変容を促すため、**個人が気軽に相談できる環境を整備**。

4 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究

- ・ 国民の安定的な資産形成の実態等を継続的に把握。地公体や事業主を含め施策の実施状況や国内外の調査研究等に関する情報を収集。
- ・ 国民の安定的な資産形成の支援に関する指標の在り方については引き続き検討。

III 国、地方公共団体及び民間団体の連携及び協力

- ・ **国、地公体、機構、民間団体等は、本基本方針の施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力**するよう努める。
- ・ 国は、地公体や民間団体と緊密に連携し、国全体の施策を推進。地公体や民間事業者を支援するため、情報提供等に努める。
- ・ 地公体は、国との役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定・実施。住民の身近な行政を総合的に実施する立場から、**地域特性に応じた手法や内容により地域住民の安定的な資産形成を支援**。
- ・ **企業による雇用者の安定的な資産形成を支援する取組は、従業員エンゲージメントの向上に効果的かつ人的資本の戦略上も重要**であるため、**事業に支障のない範囲内における国や地公体、機構の取組等への協力を求めつつ、中小企業を含め企業に対して国が支援**。

IV その他重要事項

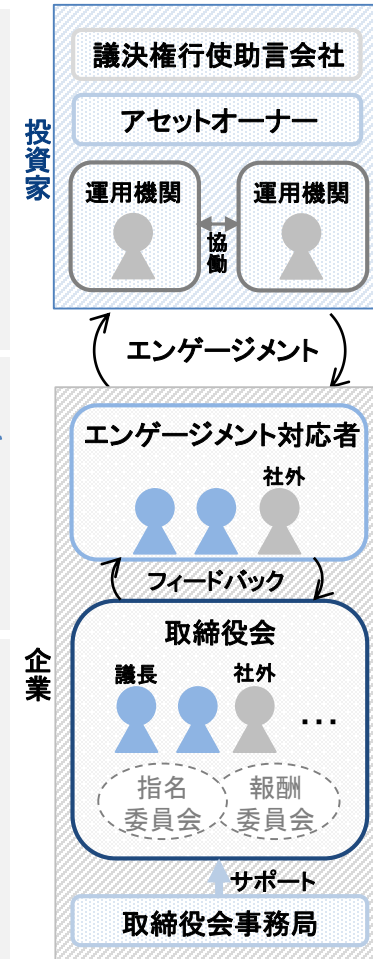
- ・ 施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、対策を見直し・改善。
- ・ 国民の安定的な資産形成支援に関する状況の変化を勘案し、上記の「検証・評価」を踏まえ、**おおむね5年後を目途に、本基本方針の見直しを検討**。

コーポレートガバナンス改革 ～企業に向けた取組～

- 2023年4月に策定した「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を踏まえ、これまでに様々な取組みを実施。こうした取組みをフォローアップし、継続的に今後の方向性を検討する必要。

- **企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上という目的に立ち返り、具体的な取組みの検証や共有を通じて、企業と投資家の自律的な意識改革に基づくコーポレートガバナンス改革の「実践」に向けた施策を推し進めるべき。**

課題	これまでの取組み	今後の方向性
スチュワードシップ活動の実質化	投資家による協働エンゲージメントを促進するために「共同保有者」の定義を明確化（金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立（2024年5月））	- 建設的な目的を持った対話を促進するため、協働エンゲージメントの促進や実質株主の透明性確保に向けたスチュワードシップ・コードの見直しを検討。 - 投資家（運用機関・アセットオーナー・議決権行使助言会社等）におけるスチュワードシップ・コードの遵守状況を検証。
取締役会等の実効性向上	- 社外取締役の質の担保・向上に向けた取組みとして「社外取締役のことはじめ」を作成（2024年1月） - 民間主体において取締役等に対する研修等が進展	取締役会の実効性向上に向けた取組みの実践を促進するため、社外取締役と投資家の対話や、実質的な議論を促すための取締役会事務局による取組み等、具体的な好事例を共有。
収益性と成長性を意識した経営	東証の要請を踏まえ、PBRをはじめ資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて対応を進めている企業を「見える化」（2024年1月～）	継続して各企業の取組み状況をフォローアップし、収益性と成長性を意識した経営に向けた実質的な対応を促進。その際、取締役会における対応や投資家との対話の状況や、中長期的な企業価値向上の観点から成果を意識した分析・評価が行われているか等について着目。



課題	これまでの取組み	今後の方向性
情報開示の充実・ グローバル投資家との対話促進	✓ 投資家との対話の実施状況の開示を要請し、エクスプレインの好事例や不十分な事例を公表（2023年3月） ✓ 2025年4月からの英文開示の義務化に向け東証の上場規則を改正（2024年5月）	✓ タイムリーな情報開示の更なる充実とともに、有価証券報告書の開示が株主総会前のタイミングとなるよう、実態把握を進め、事業報告等との重複開示の効率化を含む抜本的な環境整備に向け検討。 ✓ グローバル投資家の期待に応える企業群をリスト化。
市場環境上の 課題の解決	✓ 上場子会社に関する情報開示の充実に向けた要請を実施（2023年12月） ✓ 政策保有株式の開示に関する課題や開示例等を公表（2024年3月）	✓ 政策保有株式について、形式的な対応とならないよう、有価証券報告書において実態を踏まえ開示されているか等、企業に対し、コーポレートガバナンス・コードに照らして保有の合理性についての検証を尽くすよう促す。
サステナビリティを 意識した経営	✓ 有価証券報告書において、女性管理職比率や男女間賃金格差等の多様性に関する指標等を追加（2023年3月期～） ✓ 人的資本関係等の開示の好事例集を公表（2023年12月） ✓ 女性役員比率の目標（2030年までに30%以上）を東証の上場規則において規定（2023年10月）	✓ 国際的な比較可能性を確保したサステナビリティ開示・保証制度のあり方を検討。 ✓ 企業価値向上というアウトカムの意識や、コーポレート・カルチャーを意識した経営や対話等、具体的な好事例を共有。

（リスト化のイメージ）

JPXプライム150指数構成銘柄の状況

会社名	各種指標の状況 PBR (倍)	コーポレート・ガバナンスの状況	
		独立社外取締役の割合 (%)	女性役員比率 (%)
A	2.5	37.5	18.2
B	1.1	41.7	8.3
C	1.2	44.4	23.1
D	1.2	44.4	22.2
E	5.3	33.3	13.3
F	5.8	66.7	22.2
G	1.8	60.0	20.0
H	6.7	40.0	13.3
I	15.8	37.5	16.7

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が具体的に記載されていない 等

有価証券報告書

企業

サステナビリティ報告

保証

サステナビリティ保証業務実施者



- 東証は、2023年3月にプライム・スタンダード市場上場企業に対して、以下の対応を要請。

対応

- 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、**以下の一連の対応について、継続的な実施をお願いいたします。**

現状分析

- 自社の資本コストや資本収益性を的確に把握
- その内容や市場評価に関して、取締役会で現状を分析・評価

計画策定・開示

- 改善に向けた方針や目標・計画期間、具体的な取組みを取締役会で検討・策定
- その内容について、現状評価とあわせて、投資者にわかりやすく開示

取組みの実行

- 計画に基づき、資本コストや株価を意識した経営を推進
- 開示をベースとして、投資者との積極的な対話を実施

毎年(年1回以上)、進捗状況に関する分析を行い、開示をアップデート

開始時期

- 計画策定・開示の前提として十分な現状分析や検討を行っていただくことが肝要であることから、開示について具体的な開始時期の定めはありませんが、**できる限り速やかな対応をお願いいたします。**
 - ※ 現状分析や検討に一定の期間を要する場合には、まずは計画策定・開示に向けた検討状況や開示の見込み時期を示したうえで、計画策定が完了した時点で改めて具体的な内容について開示するなど、段階的に開示を拡充していくことも考えられます。

資産運用立国実現に向けた 資産運用業・アセットオーナーシップ改革

1. 資産運用業の改革

- 大手金融グループにおいて、**資産運用ビジネスの経営戦略上の位置づけ**のほか、**運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプラン**を策定・公表
- 資産運用会社が金融商品の品質管理を行う**プロダクトガバナンスに関する原則**の策定
- **日本独自のビジネス慣行や参入障壁**の是正（投資信託の基準価額に関する一者計算の促進など）
- **金融・資産運用特区**の創設
- **新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）**の策定・実施 ※ EMP : Emerging Managers Program

2. アセットオーナーシップの改革

- アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（**アセットオーナー・プリンシプル**）の策定
- **企業年金の改革**（資産運用力の向上、共同運用の選択肢の拡大、加入者のための運用の見える化の充実など）

3. 成長資金の供給と運用対象の多様化

- **スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進**
- **オルタナティブ投資やサステナブル投資などを含めた運用対象の多様化**

4. スチュワードシップ活動の実質化

- PBR等を意識した**企業による計画策定・開示・実行の取組**について、**東証と連携しフォローアップ**
- 機関投資家と企業との対話の促進等のための**大量保有報告制度等の見直しを含む実質的なエンゲージメント**の取組の促進

5. 対外情報発信・コミュニケーションの強化

- 世界の投資家のニーズに沿った形で資産運用業の改革を進めていくための**資産運用フォーラムの立ち上げ**

銀行

1	中国工商銀行	中
2	中国建設銀行	中
3	中国農業銀行	中
4	中国銀行	中
5	JPモルガンチェース	米
6	バンク・オブ・アメリカ	米
7	三菱UFJ FG	日
8	HSBC	英
9	BNPパリバ	仏
10	クレディ・アグリコル	仏
11	シティバンク	米
12	中国郵政儲蓄銀行	中
13	三井住友FG	日
14	みずほFG	日
15	交通銀行	中
16	ウェルズ・ファーゴ	米
17	サンタンデール	西
18	パークレイズ	英
19	ゆうちょ銀行	日
20	UBS	瑞

（出所） S&P World Global Market Intelligence "The world's 100 largest banks, 2023".より金融庁作成（2023年時点の総資産額の順位）

保険

1	アリアンツ	独
2	パークシャーハサウェイ	米
3	プルデンシャル	米
4	中国平安保険	中
5	中国人寿保険	中
6	アクサ	仏
7	リーガル&ジェネラル	英
8	メットライフ	米
9	日本生命	日
10	マニライフ	加
11	ゼネラル	伊
12	AIG	米
13	LIC	印
14	日本郵政（かんぽ生命）	日
15	CNP	仏
16	第一生命	日
17	エイゴン	蘭
18	クレディ・アグリコル	仏
19	グレート・ウェスト・ライフ	加
20	アビバ	英

（出所） AM Best. "World's Largest Insurers".より金融庁作成（2021年時点のネットの非銀行資産額の順位）

資産運用

1	ブラックロック	米
2	バンガード	米
3	フィデリティ	米
4	ステート・ストリート	米
5	JPモルガンチェース	米
6	ゴールドマン・サックス	米
7	アリアンツ	独
8	キャピタル	米
9	アムンディ	仏
10	UBS	瑞
11	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	米
12	リーガル&ジェネラル	英
13	インベスコ	米
14	フランクリン・テンプレトン	米
15	プルデンシャル	米
16	ティー・ロウ・プライス	米
17	BNPパリバ	仏
18	ノーザン・トラスト	米
19	モルガンスタンレー・インベストマネジメント	米
20	ナティクシス	仏

（出所） WTW(ウイリス・タワーズワトソン) The world's largest 500 asset managersより金融庁作成（2022年末時点の運用資産額の順位）

- 大手金融グループに対し、①グループ内の資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付け、②運用力向上、③ガバナンス改善・体制強化を図るためのプランの策定・公表を要請。これまで、**16の金融グループ等※**が公表。

※ 三菱UFJ、三井住友、みずほ、三井住友トラスト、りそな、野村、大和、日本生命、第一生命、住友生命、明治安田、東京海上、ゴールドマンサックス、ブラックロック、JPモルガン、ステート・ストリート

① 経営戦略上の位置付け

- 多くのグループが、資産運用業を成長・注力分野として、グループ内の他の事業・機能（銀行・証券等）と並ぶ柱として位置付け。同時に、グループ総合力（運用と他機能の一体的な運用）を強調する社も多い。

② 運用力向上

- 運用対象・戦略の拡充（特に、オルタナティブ分野、アクティブ運用）と、その実現に向けた、グループ内外の運用知見の活用（新興を含む外部運用会社等との提携・出資・買収等）、人材の確保・育成（採用：専門コース設定・中途採用、育成：海外トレーニー派遣、人事・処遇：中長期の業績に連動した報酬体系）等。

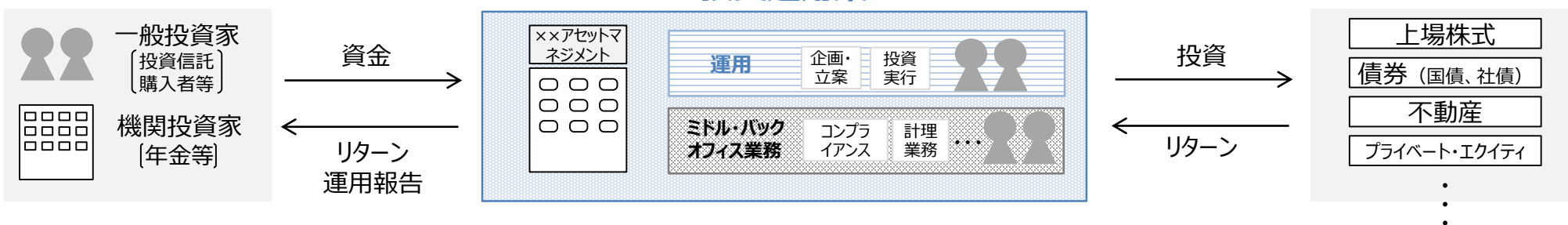
③ ガバナンス改善・体制強化

- プロダクトガバナンスの強化（運用商品のレビュー、運用体制の開示等）、経営トップ選任プロセスの透明化（選任方針の明確化、専門会議等を通じた選任等）、独立社外取締役等の外部目線の活用等。

投資運用業に関する現状と課題

- 投資運用業（〇〇アセットマネジメント、□□インベストメント等）は、顧客の資金について、株や債券等への投資運用を行う業務
※例えば、投資信託の運用や投資一任（年金等からの委託）を受けて運用を行う
 - 日本では、新規の特色ある資産運用会社の参入が少なく、諸外国と比べてみても資産運用残高（対GDP比）や会社数が少ないのが現状
- ⇒我が国経済の成長と国民の資産所得の増加に繋げていく観点から、投資運用業者の参入を促進し、運用業に関する人材の蓄積と競争を通じて、運用業の高度化を図る必要

投資運用業の概要



各法域の資産運用残高と資産運用会社数 [2021年末]

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	シンガポール	香港
資産運用残高 (注1)	7.2兆ドル	50.0兆ドル	13.5兆ドル	5.7兆ドル	4.0兆ドル	4.6兆ドル
(対GDP比)	(1.4倍)	(2.1倍)	(4.3倍)	(1.9倍)	(9.4倍)	(12.5倍)
資産運用会社数 (注2)	405社	14,806社	1,100社	708社	1,108社	1,979社

(出所) 金融庁、香港証券先物委員会 (SFC)、シンガポール金融管理局 (MAS)、米国投資顧問業協会 (IAA)、欧州ファンド・アセットマネジメント協会 (EFAMA)、IMFの公表データより金融庁作成

(注1) 投資信託と投資一任を合算した残高 (2021年12月末時点の数値 (為替レートも2021年12月末時点))

(注2) 日本は投資運用業 (適格投資家向け投資運用業、適格機関投資家等特例業務、海外投資家等特例業務は除く)、香港はType 9 (Asset Management)、シンガポールはregistered/licensed fund managers、フランスは登録されている事業者数。英国はEFAMAによる推計値

- 新興運用業者は、マネジャー個人としては過去の運用実績（トラックレコード）があっても、新たに興した会社としては実績がないため、シードマネーを獲得することが難しいといった指摘がある。
- **官民が連携して新興運用業者に対する資金供給の円滑化を図る**ための取組を実施。



- 金融機関に、**新興運用業者の積極的な活用※**や、**単に業歴が短いことのみによって排除しないこと**を要請。金融機関等の**取組事例を把握・公表**。
- アセットオーナー・プリンシプル（後述）において、受益者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行する観点から、運用委託先の選定における新興運用業者の取扱いについて盛り込む。
- 官民連携の下で、金融機関・アセットオーナーに**新興運用業者を一覧化したリスト（エントリーリスト）**を提供。
- 新興運用業者が**ミドル・バックオフィス業務を外部委託**すること等により、運用に専念できるよう**規制緩和**を実施。

※ 複数の金融グループにおいて、独自の新興運用業者促進プログラムを設け、新興運用業者への資金供給の拡大を計画する動きあり。

顧客本位の業務運営の実現に向けた取組

- 国民の安定的な資産形成を図るためには、金融事業者がインベストメントチェーンにおけるそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要。
- 2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定し、これまで、プリンシプル・ベースで取組みを推進してきた。
- さらに、顧客本位の業務運営の取組みのより一層の定着・底上げを図るべく、2023年11月の改正金サ法において、顧客の最善利益勘案義務を創設。

顧客本位の業務運営に関する原則

1. 顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等

2. 顧客の最善の利益の追求

3. 利益相反の適切な管理

4. 手数料等の明確化

5. 重要な情報の
分かりやすい提供

6. 顧客にふさわしい
サービスの提供

7. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

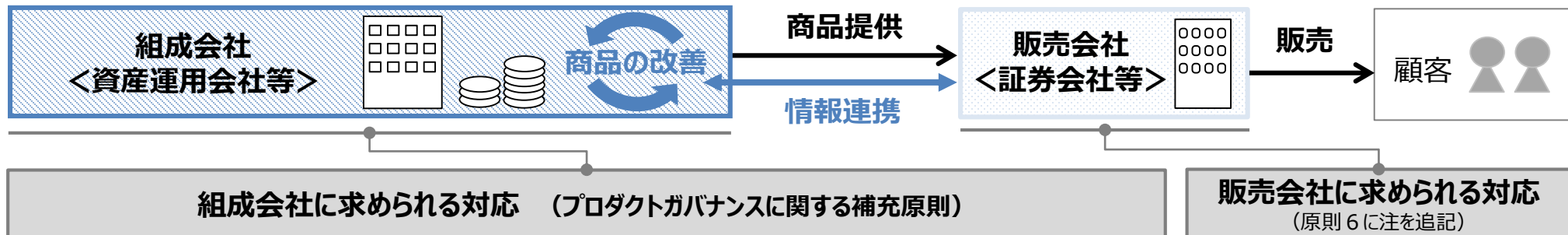
改正後金融サービス提供法第2条第1項
(令和5年11月29日公布後、1年以内施行)

第二条 金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であって顧客（略）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを行うときは、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

- 家計の安定的な資産形成を図り、「成長と分配の好循環」を実現すべく、製販全体として顧客の最善の利益に適った商品提供等を確保するため、組成会社向けの「補充原則」を「顧客本位の業務運営に関する原則」に追加
- 「プロダクトガバナンスに関する補充原則」を含む「顧客本位の業務運営に関する原則」（改定案）について、令和6年7月からパブリックコメント実施中

基本的な考え方

- 組成会社・販売会社間での建設的なコミュニケーション等により、**製販全体・金融商品のライフサイクル全体として顧客の最善の利益を実現**
- 投資信託を含む**幅広い金融商品**について、組成会社による補充原則の受け入れを期待
- 組成会社・販売会社の負担にも配慮し、金融商品の特性（リスク・複雑さ）に応じて対応（**プロポーショナリティ**）
- 組成会社・販売会社間の情報連携に係る**実効性を確保**（フォーマット等の実務面の検討）
- 金融庁において、金融事業者における**取組状況をフォローアップ**し、好事例や課題等を把握・分析



補充原則1 基本理念

経営者のリーダーシップの下、金融商品提供に関する**理念の明確化**

補充原則2 体制整備

プロダクトガバナンスの実効性を確保するための体制整備、金融商品の**組成・提供・管理**の各プロセスにおける**品質管理体制の整備**

補充原則3 金融商品の組成時の対応

金融商品の**組成時における商品性の検証**や**想定顧客属性の特定**、組成会社・販売会社間の**情報連携**の促進

補充原則4 金融商品の組成後の対応

金融商品の**組成後における商品性の検証**、組成会社・販売会社間の**情報連携**による**運用・商品提供等の改善**

補充原則5 顧客に対する分かりやすい情報提供

運用体制やガバナンス等に関する顧客への分かりやすい**情報提供**

原則6

顧客にふさわしいサービスの提供

- 実際に購入した**顧客層や反応**等について組成会社との**情報連携**
- 組成会社による想定顧客属性を踏まえつつ、**自らの責任で顧客の適合性を判断**

アセットオーナー・プリンシプル

- アセットオーナーは、受益者の最善の利益を追求する観点から、運用目的に基づき目標を定め、その実現のために運用委託先を厳しい眼で見極める必要。
- アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドなど幅広く、課題もそれぞれであるが、共通して求められる役割があると考えられる。
- このため、アセットオーナーに係る共通の原則（**アセットオーナー・プリンシプル**）を本年夏目途に策定。

アセットオーナー	種別	所管省庁	資産規模	実施主体数	スチュワードシップ・コード受入表明
年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）	年金	厚生労働省	200.1兆円	—	○
国家公務員共済組合連合会（KKR）	年金	財務省	9.2兆円	—	○
地方公務員共済組合連合会	年金	総務省	28.7兆円	—	○
日本私立学校振興・共済事業団	年金	文部科学省	4.6兆円	—	○
企業年金連合会（PFA）	年金	厚生労働省	12.2兆円	—	○
国民年金基金連合会	年金	厚生労働省	4.6兆円	—	○
企業年金（DB）	年金	厚生労働省	66.2兆円	11,545	62
独立行政法人中小企業基盤整備機構	年金	経済産業省	11.1兆円	—	○
独立行政法人勤労者退職金共済機構	年金	厚生労働省	6.4兆円	—	○
生命保険会社	保険	金融庁	408.3兆円	42	20
損害保険会社	保険	金融庁	29.5兆円	33	4
国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）	大学等	文部科学省	10.0兆円	—	○
国立大学法人・大学等を設置する学校法人	大学等	文部科学省	N/A	N/A	1

- アセットオーナーの範囲は、**公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド**のほか、例えば資産運用を行う**学校法人**など幅広く、その規模や運用資金の性格等は様々。しかしながら、いずれも**受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）**が求められており、これを**実現する上で必要となる共通の原則**として、プリンシプルを定める。
- 原則全てを一律に実施しなければならない訳ではなく、「**コンプライ・オア・エクスプレイン**」の手法を取る。プリンシプルを受け入れる場合は、所管の関係省庁に表明し、**政府において受入状況を一覧化して公表**する。

- <原則 1>** アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという**運用目的を定め**、適切な手続に基づく意思決定の下、**経済・金融環境等を踏まえつつ**、運用目的に合った**運用目標及び運用方針を定める**べきである。また、これらは**状況変化に応じて適切に見直す**べきである。
- <原則 2>** 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な**人材確保などの体制整備を行い**、その体制を**適切に機能させる**とともに、**知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討**すべきである。
- <原則 3>** アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から**運用方法の選択を適切に行う**ほか、投資先の分散をはじめとする**リスク管理を適切に行う**べきである。特に、**運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理**しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。
- <原則 4>** アセットオーナーは、ステークホルダーへの**説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てる**べきである。
- <原則 5>** アセットオーナーは、**受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり**、自ら又は運用委託先の行動を通じて**スチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべき**である。

※5/22 モルガン・スタンレー主催 Japan Summitにおける総理発言（抄）

「年金や保険、学校法人といったアセットオーナーについても、一層の機能強化に取り組みます。アセットオーナーが受益者に適切な運用成果をもたらすよう、求められる役割を明確化したアセットオーナー・プリンシプルを策定します。6月上旬に案を示し、夏に最終化させます。GPIFや共済組合など、約300兆円を運用する**公的アセットオーナー 9 主体においては、他のアセットオーナーの参考となるよう、運用力強化に向けた取組方針を、プリンシプル策定後、速やかに公表**します。」